

議案第26号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「第24条の2」を「第25条の2」に改める。

第24条の2を削る。

第25条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則第3項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項の規定中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

第2条 佐倉市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の6.33」に改める。

第4条中「21,000円」を「22,200円」に改める。

第5条第1号中「28,000円」を「29,200円」に改め、同条第2号中「14,000円」を「14,600円」に改め、同条第3号中「21,000円」を「21,900円」に改める。

第6条中「100分の2」を「100分の2.65」に改める。

第7条中「5,000円」を「7,000円」に改める。

第8条中「100分の1.2」を「100分の1.52」に改める。

第9条中「11,000円」を「14,400円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「14,700円」を「15,540円」に改め、同号イ（ア）中「19,600円」を「20,440円」に改め、同号イ（イ）中「9,800円」を「10,220円」に改め、同号イ（ウ）中「14,700円」を「15,330円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「4,900円」に改め、同号エ中「7,700円」を「10,080円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「11,100円」に改め、同号イ（ア）中「14,000円」を「14,600円」に改め、同号イ（イ）中「7,000円」を「7,300円」に改め、同号イ（ウ）中「10,500円」を「10,950円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「3,500円」に改め、同号エ中「5,500円」を「7,200円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「4,440円」に改め、同号イ（ア）中「5,600円」を「5,840円」に改め、同号イ（イ）中「2,800円」を「2,920円」に改め、同号イ（ウ）中「4,200円」を「4,380円」に改め、同号ウ中「1,000円」を「1,400円」に改め、同号エ中「2,200円」を「2,880円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,150円」

を「3, 330円」に改め、同号イ中「5, 250円」を「5, 550円」に改め、同号ウ中「8, 400円」を「8, 880円」に改め、同号エ中「10, 500円」を「11, 100円」に改め、同項第2号ア中「750円」を「1, 050円」に改め、同号イ中「1, 250円」を「1, 750円」に改め、同号ウ中「2, 000円」を「2, 800円」に改め、同号エ中「2, 500円」を「3, 500円」に改める。

第3条 佐倉市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.33」を「100分の6.36」に改める。

第4条中「22, 200円」を「23, 300円」に改める。

第5条第1号中「29, 200円」を「30, 300円」に改め、同条第2号中「14, 600円」を「15, 150円」に改め、同条第3号中「21, 900円」を「22, 725円」に改める。

第6条中「100分の2.65」を「100分の3.3」に改める。

第7条中「7, 000円」を「9, 100円」に改める。

第8条中「100分の1.52」を「100分の1.84」に改める。

第9条中「14, 400円」を「17, 800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「15, 540円」を「16, 310円」に改め、同号イ（ア）中「20, 440円」を「21, 210円」に改め、同号イ（イ）中「10, 220円」を「10, 605円」に改め、同号イ（ウ）中「15, 330円」を「15, 907円」に改め、同号ウ中「4, 900円」を「6, 370円」に改め、同号エ中「10, 080円」を「12, 460円」に改め、同項第2号ア中「11, 100円」を「11, 650円」に改め、同号イ（ア）中「14, 600円」を「15, 150円」に改め、

同号イ（イ）中「7, 300円」を「7, 575円」に改め、同号イ（ウ）中「10, 950円」を「11, 362円」に改め、同号ウ中「3, 500円」を「4, 550円」に改め、同号エ中「7, 200円」を「8, 900円」に改め、同項第3号ア中「4, 440円」を「4, 660円」に改め、同号イ（ア）中「5, 840円」を「6, 060円」に改め、同号イ（イ）中「2, 920円」を「3, 030円」に改め、同号イ（ウ）中「4, 380円」を「4, 545円」に改め、同号ウ中「1, 400円」を「1, 820円」に改め、同号エ中「2, 880円」を「3, 560円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 330円」を「3, 495円」に改め、同号イ中「5, 550円」を「5, 825円」に改め、同号ウ中「8, 880円」を「9, 320円」に改め、同号エ中「11, 100円」を「11, 650円」に改め、同項第2号ア中「1, 050円」を「1, 365円」に改め、同号イ中「1, 750円」を「2, 275円」に改め、同号ウ中「2, 800円」を「3, 640円」に改め、同号エ中「3, 500円」を「4, 550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条及び次項の規定 令和6年4月1日

（2）第3条及び附則第3項の規定 令和8年4月1日

（適用区分）

- 2 第2条の規定による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国

民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 第3条の規定による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。